会 員 規 程

第1章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人低温工学・超電導学会（以下「この法人」という。）定款第８条から定款第14条の規定に基づき、この法人の会員の基準を定め、この法人における会員の適正な権利と義務を規定することを目的とする。

第２章　会員および社員

（構成）

第２条　会員の種類は、正会員，賛助会員，学生会員，事業会員とする。（定款第８条）正会員をもって法律上の社員とする。（定款第８条2）

1　正会員

（１）会員の資格

本会の目的に賛同して入会した個人。（定款第８条(１)）

（２）入会手続

紹介者として，本会会員（正会員，賛助会員）１名の記名・捺印のある所定の入会申込書を, 会費を添えて会長宛に提出し, 理事会の承認を得なければならない。（定款第９条）

（３）会費及び会費の納入（定款第10条）

正会員の会費は年額9,000円とする。但し，国外に在住する正会員が，国外で学会誌を必要とする場合は，国外送料を含めた会費を年額15,000円とする。

会費は４月末日までに納入しなければならない。但し，10月１日以降の入会者の会費は半額とする。

（４）特典

①通常総会及び臨時総会に出席し，議決に参加することができる。（定款第15条）

②役員の選出と会長候補者の選出

役員と会長候補者の選挙を実施する年の１月１日における正会員は，その選挙の選挙権を有する。また，３年以上正会員である者は，その被選挙権を有する。（役員候補選出委員会規程第８条）

③学会誌の配布

事業年度に発行した学会誌を配布する。但し，途中入会者には，入会翌月号から配布する。

④学会事業への参加

この法人の主催する学会（原則として，年２回開催）に参加し，発表することができる。この法人の主催する研究会，調査研究会，講演会，見学会，講習会，サマー

セミナー等に参加することができる。

（５）会費未納者の扱い

6 月末までに会費を納入しない会員には，会費を納入するまで，会誌の送付を保留する。

（６）退会（定款第 11 条）

退会を希望する会員は，会長宛に退会届を提出しなければならない。6 月末までに退会届を提出しない場合には，その年度の会費を納入しなければならない。

2　賛助会員

（１）会員の資格

本会の目的に賛同して入会した法人又は団体。（定款第 8 条(2)）

（２）入会手続

この法人に対して権利を行使する代表者（「会員代表者」という）を定め，会長宛に所定の入会申込書を提出し，理事会の承認を得なければならない。（定款第 9 条）

（３）会費及び会費の納入（定款第 10 条）

年額一口 40,000 円とする。会費は 6 月末までに納入しなければならない。但し，口数４口以上の会員は，前期（6 月末まで）と後期（12 月末まで）に会費を分割して納入することができる。

（４）特典

①学会誌の配布、学会講演概要集の配布等，口数に応じた特典が与えられる。

②行事への参加

賛助会員の所属員は，この法人の主催する講演会，見学会，講習会に正会員と同等の資格で参加することができる。ただし、学会の発表者は正会員でなければならない。

（５）退会（定款第 11 条）

退会を希望する会員は，会長宛に退会届を提出しなければならない。4 月 1 日までに退会届を提出しない場合には，その年度の会費を納入しなければならない。

3　学生会員

（１）会員の資格

本会の目的に賛同して入会した個人であって、大学（学部・大学院），専門学校等で，低温工学と超電導工学に関連ある課程を履修している者とする。（定款第 8 条(3)）

（２）入会手続

紹介者として，この法人の会員（正会員，賛助会員）１名の記名・捺印のある所定の入会申込書を，会費を添えて会長宛に提出し，理事会の承認を得なければならない。（定款第 9 条）

学生会員は，在学証明書又はこれに代わるものを入会申込書と同時に提出する。

（３）会費及び会費の納入（定款第 10 条）

学生会員の会費は年額5,000円とする。但し，国外に在住する会員が，国外で学会誌を必要とする場合は，国外送料を含めた会費を年額10,000円とする。

会費は4月末日までに納入しなければならない。但し，10月1日以降の入会者の会費は半額とする。

（4）特典

①学会誌の配布

事業年度に発行した学会誌を配布する。但し，途中入会者には入会翌月号から配布する。

②協会事業への参加

この法人の主催する学会（原則として，年2回開催）に参加し，発表することができる。

この法人の主催する研究会，調査研究会，講演会，見学会，講習会，サマーセミナー等に参加することができる。

（5）会費未納者の扱い

6月末までに会費を納入しない会員には，会費を納入するまで，会誌の送付を保留する。

（6）退会（定款第11条）

退会を希望する会員は，会長宛に退会届を提出しなければならない。6月末までに退会届を提出しない場合には，その年度の会費を納入しなければならない。

4　事業会員

（1）会員の資格

支部（関西支部，東北・北海道支部，九州・西日本支部）あるいは冷凍部会の目的に賛同し，その事業を援助する個人、法人又は団体。（各支部規約第4条及び冷凍部会規定第2条）

（2）入会手続

支部長あるいは冷凍部会長宛に所定の入会申込書を提出し，支部役員会あるいは冷凍部会運営委員会の承認を得る。

（3）会費及び会費の納入

支部については、年額一口20,000円とする。会費は6月末までに納入しなければならない。冷凍部会については、企業団体会員は年額60,000円とする。会費は4月にその半額、10月に残額を納入しなければならない。個人会員は年額10,000円とする。会費は4月に納入しなければならない。

（4）特典

①所属する支部の総会あるいは冷凍部会総会に出席し，議決に参加することができる。

②事業への参加

所属する支部あるいは冷凍部会の主催する講演会，見学会，講習会，研究会等に参加することができる。

（５）退会

退会を希望する会員は，支部長あるいは冷凍部会長宛に退会届を提出しなければならない。

第 3 章　会員の除名と資格の喪失

（会員の除名（定款第 12 条））

第 3 条　会員が次の各号の一に該当する場合には，倫理規定第 10 条によって倫理委員会を理事会の決議によって設置し、審査を行った上、社員総会において，社員の半数以上が出席し，総社員の議決権の３分の２以上の決議によって，除名することができる。この場合，その会員に対し，議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この法人の定款その他規則に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失（定款第 13 条））

第 4 条　会員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

（１）会費の納入が１年以上なされなかったとき。

（２）当該会員が死亡，又は解散したとき。

第４章　雑則

（改廃）

第５条　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付　則

本規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。